
ごみ処理施設整備事業
ごみ処理施設建設工事
リスク管理方針書

令和7年4月9日

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合

ごみ処理施設建設工事 リスク管理方針書

目 次

第1章 リスク管理方針書の目的.....	1
第2章 本工事に係るリスク抽出シートの位置付け.....	1
第3章 本工事に係るリスク抽出シート.....	2

第1章 リスク管理方針書の目的

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合（以下「本組合」という。）は、ごみ処理施設整備事業（以下「本事業」という。）のうちごみ処理施設建設工事（以下「本工事」という。）を実施するにあたり、効率的かつ円滑に進めるためには、多種多様なリスクを本組合と建設事業者（以下「事業者」という。）で適正に分担することが必要であると認識している。

リスク管理方針書とは、本工事の実施に係るリスクを細分化し項目ごとに整理、抽出したものを「リスクを管理できるものが当該リスクを分担する」という考え方にに基づき、本組合と事業者のリスクの役割分担や対応方針、想定される影響や費用、対象となる契約及び契約に含む内容などを整理したものである。これによりリスク管理を徹底し、本工事の安定性・安全性の担保に資するとともに、仮にリスクが顕在化した場合でも新ごみ処理施設の安定稼働への影響を最小限に留める仕組みを構築することを目的としている。

第2章 本工事に係るリスク抽出シート的位置付け

次頁以降に示す「本工事に係るリスク抽出シート」に示すリスク内容は、本組合が現時点で想定している本工事に係る工事リスクを細分化したものである。

第3章 本工事に係るリスク抽出シート

No.	リスクの内容			リスク当事者		本組合が負担するリスク等 (対事業者)	事業者が負担するリスク等 (对本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法 (本組合での対応策)	建設工事請負契約に含む内容	
	事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項 (リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者					
各種調査の不備リスク										
1	本組合の責による場合	本組合が実施した地形・地質等現地調査に不備がある場合	・工期延長 ・供用開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・工事変更に係る経費	○		事業者の工事変更に係る経費を負担	-	<p><第11条の5> 【事前調査】</p> <p>■ [第3項] 受注者の事前調査により、工事用地等について、発注者がこの契約に従って本工事等を遂行することを妨げる瑕疵が判明し、かつ、当該瑕疵が発注仕様書等で規定されていなかった、又は発注仕様書等で規定されていた事実と異なっていた場合、これに起因して受注者に生じる必要な追加費用及び損害の負担については、発注者と受注者が協議し、合理的な範囲で発注者が負担するものとする。</p> <p><第19条> 【条件変更等】</p> <p>■ [第5項] 設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>	
2	事業者の責による場合	事業者が追加で実施した調査に不備がある場合	・工期延長 ・供用開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・工事変更に係る経費		○	-	本組合に生じた損害の負担	追加費用の負担を規定	<p><第11条の5> 【事前調査】</p> <p>■ [第2項] 受注者は、事前調査又はその調査結果に係る一切の責任及び費用並びに当該調査の不備及び誤り等から生じる一切の責任及び増加費用を負担するものとする。</p>
3	本組合の責による場合	本組合が提示した発注仕様書や設計に係る仕様変更を指示した場合	・工期延長 ・供用開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・工事変更に係る経費	○		事業者の工事変更に係る経費を負担	-	-	<p><第20条> 【発注仕様書等の変更】</p> <p>■ [第1項] 発注者は、必要があると認めるときは、発注仕様書等の変更内容を受注者に通知して発注仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>
4		本組合の指示による設計図書不適合の場合	・工期延長 ・供用開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・工事変更に係る経費	○		事業者の工事変更に係る経費を負担	-	-	<p><第18条> 【発注仕様書不適合の場合の改造義務及び破壊確認等】</p> <p>■ [第1項後段] 当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>
5	事業者の責による場合	設計図書不適合により工事の遅延が発生する場合	・協議、設計及び施工内容の変更による本工事の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・工事変更に係る経費		○	-	本組合に生じた損害の負担	追加費用の負担を規定	<p><第18条> 【発注仕様書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等】</p> <p>■ [第1項] 受注者は、本工事の施工部分が発注仕様書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。</p> <p><第56条> 【発注者の損害賠償請求等】</p> <p>■ [第1項第1号] 発注者は、受注者が工期内に本工事等を完成することができないときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。 ※ 損害には既存施設で追加的に生じる運営費を含むものとする。</p>
6		事業者の基本設計・実施設計不備等により工事の実施が不可能になった場合	・本工事の中止 ・本事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済工事費		○	-	本組合に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払を規定	<p><第48条> 【発注者の催告による解除権】</p> <p>■ [第1項第3号] 発注者は、受注者が工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に本工事等を完成する見込みがないと認められるときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。</p> <p><第56条> 【発注者の損害賠償請求等】</p> <p>■ [第1項第1号] 発注者は、受注者が工期内に本工事等を完成することができないときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>■ [第1項第4号] 発注者は、受注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。 ※ 損害には既存施設で追加的に生じる運営費を含むものとする。</p>

No.	リスクの内容			リスク当事者		本組合が負担するリスク等 (対事業者)	事業者が負担するリスク等 (対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法 (本組合での対応策)	建設工事請負契約に含む内容(案)	
	事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者					
工事の遅延リスク										
7	本組合の責による場合	施設設計確認の遅れなど本組合の事由により建設着工が事業者と合意した期間から遅延した場合	・工期延長 ・運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の工事費(増加分)	○		事業者の実行済み費用(損害)の負担	-	-	<p><第22条> 【受注者の請求による工期の延長】</p> <p>■〔第1項〕 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に本工事を完成することができないときは、その理由を明示した工期延長承認申請書により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。</p> <p>■〔第2項〕 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>
8		本組合の提示条件の不備や本組合の指示により工程が変更された場合								
9	事業者の責による場合	施設設計の遅延や工事の遅延、完工供用開始の遅延が発生した場合	・工期延長 ・運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の工事費(増加分)		○		本組合に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	<p><第56条> 【発注者の損害賠償請求等】</p> <p>■〔第1項第1号〕 発注者は、受注者が工期内に本工事等を完成することができないときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>※ 損害には既存施設で追加的に生じる運営費を含むものとする。</p>
10	経済情勢等の影響による資材・部品の調達・納入遅延の発生(事業者に責が無い場合に限る)		・工期延長 ・運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の工事費(増加分)	○		事業者に追加的に生じる費用の負担	-	-	<p><第22条> 【受注者の請求による工期の延長】</p> <p>■〔第1項〕 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に本工事を完成することができないときは、その理由を明示した工期延長承認申請書により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。</p> <p>■〔第2項〕 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>
11	大規模災害等により人員確保が困難となり遅延が発生する場合(事業者に責が無い場合に限る)		・工期延長 ・運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の工事費(増加分)	○		事業者に追加的に生じる費用の負担	-	-	<p><第22条> 【受注者の請求による工期の延長】</p> <p>■〔第1項〕 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に本工事を完成することができないときは、その理由を明示した工期延長承認申請書により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。</p> <p>■〔第2項〕 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> <p><第31条> 【不可抗力による損害】</p> <p>■〔第3項〕 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。</p>
工事費増大リスク										
12	本組合の責による場合	発注条件変更等により工事費の増加が発生した場合(例：亜炭鉱や巨大岩の発見、土壌汚染の確認等)	・工事費の増加	・事業者の工事変更に係る経費	○		事業者の工事変更に係る経費を負担	-	-	<p><第20条> 【発注仕様書等の変更】</p> <p>■〔第1項〕 発注者は、必要があると認めるときは、発注仕様書等の変更内容を受注者に通知して発注仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>
13		本組合自らが実施する調査、工事に係る事故等が発生した場合	・工期延長 ・運営開始の遅延	・復旧費 ・既存施設で追加的に生じる運営費	○		復旧費を負担	-	-	<p><第20条> 【発注仕様書等の変更】</p> <p>■〔第1項〕 発注者は、必要があると認めるときは、発注仕様書等の変更内容を受注者に通知して発注仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>

No.	リスクの内容			リスク当事者		本組合が負担するリスク等 (対事業者)	事業者が負担するリスク等 (对本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法 (本組合での対応策)	建設工事請負契約に含む内容(案)
	事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者				
14	事業者の責による場合	調査、工事に係る事故等が発生した場合	・工期延長 ・運営開始の遅延	・復旧費 ・既存施設で追加的に生じる運営費		○	-	復旧費を負担 事業者の責任の旨を規定	<p><第56条> 【発注者の損害賠償請求等】</p> <p>■ [第1項第1号] 発注者は、受注者が工期内に本工事等を完成することができないときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。 ※ 損害には既存施設で追加的に生じる運営費を含むものとする。</p>
15		本組合の責によらず工事費の増加が発生した場合	・工事費の増加	・事業者の工事変更に係る経費		○	-	増大工事費の負担 事業者の責任の旨を規定	<p><第29条> 【一般的損害】</p> <p>■ [第1項] 実施設計図書、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他本工事の施工に関して生じた損害については、受注者がその費用を負担する。</p>
試運転、引渡性能試験リスク									
16	本組合の責による場合	試運転、引渡性能試験に要するごみの供給量不足等が発生した場合	・工期延長 ・運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業者の工事費(増加分)		○		事業者の工事変更に係る経費を負担 -	<p><第33条の2> 【試運転、予備性能試験及び引渡性能試験】</p> <p>■ [第2項] 発注者は、前項の試運転、予備性能試験及び引渡性能試験期間中に必要な処理対象物を受注者に提供する。</p>
17	事業者の責による場合	試運転、引渡性能試験の結果、契約で規定した発注仕様書に示す水準等に未達の場合	・工期延長 ・運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業者の工事費(増加分)		○	-	本組合に生じた損害の負担 生じた損害を負担する旨を規定	<p><第56条> 【発注者の損害賠償請求等】</p> <p>■ [第1項第1号] 発注者は、受注者が工期内に本工事等を完成することができないときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。 ※ 損害には既存施設で追加的に生じる運営費を含むものとする。</p>
18		重大な契約不適合が発見された場合	・工期延長 ・運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業者の工事費(増加分) ・復旧費		○	-	本組合に生じた損害の負担 生じた損害を負担する旨を規定	<p><第46条> 【契約不適合責任】</p> <p>■ [第1項] 発注者は、引き渡された実施設計図書又は工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、実施設計図書又は工事目的物の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。 ■ [第3項] 発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。</p>
交付金リスク									
19	本組合の責による場合	その他の事由により予定していた交付金額が交付されない又は交付金の交付が遅延し、本工事の解除・遅延が発生した場合	・交付金交付に係る本工事の遅延 ・契約の解除	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業者の工事変更に係る経費 ・事業者の再選定及び再契約に係る経費		○		事業者の工事変更に係る経費を負担又は契約の解除 -	<p><第20条> 【発注仕様書等の変更】</p> <p>■ [第1項] 発注者は、必要があると認めるときは、発注仕様書等の変更内容を受注者に通知して発注仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> <p><第47条> 【発注者の任意解除権】</p> <p>■ [第1項] 発注者は、本工事等が完成するまでの間は、必要があるときは、この契約を解除することができる。 ■ [第2項] 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。</p>
20	事業者の責による場合	事業者の事由により予定していた交付金額が交付されない又は交付金の交付が遅延し、本工事の解除・遅延が発生した場合	・交付金交付に係る本工事の遅延 ・契約の解除	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業者の工事変更に係る経費 ・事業者の再選定及び再契約に係る経費		○	-	本組合に生じた損害の負担 本組合に損害が生じた場合、事業者による負担を規定	<p><第48条> 【発注者の催告による解除権】</p> <p>■ [第1項第3号] 発注者は、受注者が工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に本工事等を完成する見込みがないと認められるときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。</p> <p><第56条> 【発注者の損害賠償請求等】</p> <p>■ [第1項第1号] 発注者は、受注者が工期内に本工事等を完成することができないときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。 ■ [第1項第4号] 発注者は、受注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。 ※ 損害には既存施設で追加的に生じる運営費を含むものとする。</p>

No.	リスクの内容			リスク当事者		本組が負担するリスク等 (対事業者)	事業者が負担するリスク等 (対本組)	事業者が負担するリスクを担保する方法 (本組での対応策)	建設工事請負契約に含む内容(案)
	事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組	事業者				
物価変動リスク									
21	物価変動により、建設費が変動する場合	-	・物価変動費	○	△	物価変動費を負担	一定の範囲内は負担		<p><第26条> 【賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■〔第1項〕 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12箇月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。 ■〔第2項〕 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額と変動後残工事代金額との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。 ■〔第5項〕 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、請負代金額の変更を請求することができる。 ■〔第6項〕 予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、請負代金額の変更を請求することができる。
不可抗力リスク									
22	大規模災害による損害が大き く、本工事の実施が不可能と なる場合	・本工事の中止 ・本事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済工事費	○		契約の解除 事業者の工事変更に係る経費を負担		-	<p><第21条> 【工事の中止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■〔第1項〕 天災等であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が本工事を施工できないと認められるときは、発注者は、本工事の中止内容を直ちに工事一時中止通知書により受注者に通知して、本工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。 ■〔第3項〕 発注者は、本工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が本工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。 <p><第47条> 【発注者の任意解除権】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■〔第1項〕 発注者は、本工事等が完成するまでの間は、必要があるときは、この契約を解除することができる。 ■〔第2項〕 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。 ※不可抗力による解除は、本条項を適用する。
23	大規模災害による損害が発生し、修復のため遅延が発生する場合、災害による運営時期管理開始の遅延、災害復旧費の発生が生じた場合	・工期延長 ・運営開始の遅延	・災害復旧費 ・既存施設で追加的に生じる運営費 ・工事変更に係る経費	○	△	災害復旧費を負担、事業者の工事変更に係る経費を負担	一定の範囲内は負担	請負代金額の1%までを事業者が負担する旨を規定	<p><第31条> 【不可抗力による損害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■〔第4項〕 発注者は、受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。 <p><第22条> 【受注者の請求による工期の延長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■〔第1項〕 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に本工事を完成することができないときは、その理由を明示した工期延長承認申請書により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
政治リスク									
24	本組の政策方針の転換、財政破綻等により本工事の実施が不可能となる場合	・本工事の中止 ・本事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済工事費	○		契約の解除 事業者の工事変更に係る経費を負担		-	<p><第47条> 【発注者の任意解除権】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■〔第1項〕 発注者は、本工事等が完成するまでの間は、必要があるときは、この契約を解除することができる。 ■〔第2項〕 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
25	本組の政策方針の転換等により本工事の変更が必要になった場合	・工期延長 ・運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・工事変更に係る経費	○		事業者の工事変更に係る経費を負担		-	<p><第20条> 【発注仕様書等の変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■〔第1項〕 発注者は、必要があると認めるときは、発注仕様書等の変更内容を受注者に通知して発注仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

No.	リスクの内容			リスク当事者		本組が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対本組)	事業者が負担するリスクを担保する方法(本組での対応策)	建設工事請負契約に含む内容(案)
	事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組	事業者				
住民対応リスク									
26	本組の責による場合	工事計画や工事そのものの不備等により住民よりクレームがあった場合	・工期延長 ・運営開始の遅延 ・工事内容の変更	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・工事変更に係る経費	○		-	事業者の工事変更に係る経費を負担	追加費用の負担を規定 <第22条> 【受注者の請求による工期の延長】 ■〔第1項〕 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に本工事を完成することができないときは、その理由を明示した工期延長承認申請書により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
27	事業者の責による場合	工事計画や工事そのものの不備等により住民よりクレームがあった場合	・工期延長 ・運営開始の遅延 ・工事内容の変更	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・工事変更に係る経費		○	-	事業者の工事変更に係る経費を負担	追加費用の負担を規定 <第56条> 【発注者の損害賠償請求等】 ■〔第1項第1号〕 発注者は、受注者が工期内に本工事等を完成することができないときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。 ※ 損害には既存施設で追加的に生じる運営費を含むものとする。
第三者賠償リスク									
28	本組の責による場合	通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等による第三者への損害	・第三者への損害	・第三者賠償	○		第三者賠償を負担	-	- <第30条> 【第三者に及ぼした損害】 ■〔第2項〕 本工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を賠償しなければならない。
29	事業者の責による場合	建設に伴って発生した事故や他施設等に及ぼす劣化及び破損等の賠償	・第三者への損害	・第三者賠償		○	-	損害の負担	損害賠償を規定 <第30条> 【第三者に及ぼした損害】 ■〔第1項〕 本工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。
許認可取得リスク									
30	本組の責による場合	本組が取得すべき許認可等不備により、遅延が発生した場合	・工期延長 ・運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業者の工事費(増加分)	○		事業者の工事変更に係る経費を負担	-	- <第22条> 【受注者の請求による工期の延長】 ■〔第1項〕 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に本工事を完成することができないときは、その理由を明示した工期延長承認申請書により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。 ■〔第2項〕 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
31	事業者の責による場合	事業者が取得すべき許認可等不備により、遅延が発生した場合	・工期延長 ・運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業者の工事費(増加分)		○	-	本組に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定 <第56条> 【発注者の損害賠償請求等】 ■〔第1項第1号〕 発注者は、受注者が工期内に本工事等を完成することができないときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。 ※ 損害には既存施設で追加的に生じる運営費を含むものとする。
周辺環境の保全リスク									
32	建設に伴って発生した騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準の不適合等による改修や賠償	・協議、設計及び施工内容の変更による本工事の遅延	・復旧費 ・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業者の工事変更に係る経費			○	-	本組に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	生じた損害を事業者が負担する旨を規定 <第29条> 【一般的損害】 ■〔第1項〕 実施設計図書、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他本工事の施工に関して生じた損害については、受注者がその費用を負担する。 <第56条> 【発注者の損害賠償請求等】 ■〔第1項第1号〕 発注者は、受注者が工期内に本工事等を完成することができないときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。 ※ 損害には既存施設で追加的に生じる運営費を含むものとする。

No.	リスクの内容			リスク当事者		本組が負担するリスク等 (対事業者)	事業者が負担するリスク等 (対本組)	事業者が負担するリスクを担保する方法 (本組での対応策)	建設工事請負契約に含む内容 (案)	
	事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項 (リスク)	想定される影響	発生する費用	本組	事業者					
債務不履行リスク										
33	本組の責による場合	本組の債務不履行により業務履行が不可能な場合	・本工事中止 ・本事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済工事費	○		事業者の実行済み費用 (損害) の負担	-	-	<p><第52条> 【受注者の催告による解除権】</p> <p>■ [第1項] 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。</p> <p><第57条> 【受注者の損害賠償請求等】</p> <p>■ [第1項] 受注者は、第52条の規定よりこの契約を解除した場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p>
34		対価の不払いの場合	・工期延長 ・運営開始の遅延等	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の工事費 (増加分)	○		遅延利息の支払	-	-	<p><第57条> 【受注者の損害賠償請求等】</p> <p>■ [第2項] 請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>
35		本組の債務不履行により工事遅延となる場合	・工期延長 ・運営開始の遅延等	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の工事費 (増加分)	○		事業者の実行済み費用 (損害) の負担	-	-	<p><第22条> 【受注者の請求による工期の延長】</p> <p>■ [第1項] 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に本工事を完成することができないときは、その理由を明示した工期延長承認申請書により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。</p> <p>■ [第2項] 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては請負代金について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>
36	事業者の責による場合	本工事放棄、契約解除の申出の場合	・本工事中止 ・本事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済工事費	○		-	本組に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払を規定	<p><第48条> 【発注者の催告による解除権】</p> <p>■ [第1項] 発注者は、本工事等に着手しないときや受注者が工期内に完成しないときなどに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。</p> <p><第49条> 【発注者の催告によらない解除権】</p> <p>■ [第1項] 発注者は、受注者が工事目的物を完成させることができないことが明らかであるとき、引き渡された実施設計図書又は工事目的物に契約不適合がある場合において、その契約不適合が目的物を除去した上で再び建築しなければ、契約をした目的を達することができないものであるとき等の場合は、直ちにこの契約を解除することができる。</p>
37		発注仕様書に示す水準未達成のため契約が解除される場合	・本工事中止 ・本事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済工事費	○		-	本組に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払を規定	<p><第56条> 【発注者の損害賠償請求等】</p> <p>■ [第1項第1号] 発注者は、受注者が工期内に本工事等を完成することができないときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>※ 損害には既存施設で追加的に生じる運営費を含むものとする。</p>
38		発注仕様書に示す水準の未達により工事遅延となる場合	・工期延長 ・運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営費	○		-	本組に生じた損害の負担	損害賠償の支払を規定	<p><第56条> 【発注者の損害賠償請求等】</p> <p>■ [第1項第1号] 発注者は、受注者が工期内に本工事等を完成することができないときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>※ 損害には既存施設で追加的に生じる運営費を含むものとする。</p>
反社会的勢力等の関与のリスク										
39	談合その他の不正行為、暴力団の関与による違約金、損害賠償が発生した場合		・本工事中止 ・本事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営費又は外部ごみ処理委託費 ・事業再構築に係る経費	○		-	本組に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払を規定	<p><第49条><第49条の2> 【発注者の催告によらない解除権】</p> <p>■ 談合その他の不正行為や暴力団の関与に対して、この契約を解除ができる旨を規定。</p> <p><第57条の2> 【談合等に係る違約金】</p> <p>■ [第1項] 受注者は、この契約に関して第49条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、請負代金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p>

No.	リスクの内容			リスク当事者		本組合が負担するリスク等 (対事業者)	事業者が負担するリスク等 (対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法 (本組合での対応策)	建設工事請負契約に含む内容(案)
	事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者				
制度、法改正リスク									
40	法制度・許認可の新設、変更により本工事の実施が不可能となる場合	・本工事の中止 ・本事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の執行済み工事費	○		契約の解除、事業者の執行済み費用の負担	-	-	<p><第31条の2> 【法令の変更】</p> <p>〔第1項〕 法令の変更により、損害、損失若しくは追加費用が生じた場合、この契約若しくは発注仕様書等に従って工事目的物の整備ができなくなった場合、その他本工事等の実施が不可能となったと認められる場合、又は、法令の変更により、この契約若しくは発注仕様書等に従って工事目的物の整備のために追加費用が必要な場合、受注者は、発注者に対して、速やかにその旨を通知するものとし、発注者及び受注者は、この契約及び発注仕様書等の変更並びに損害、損失及び追加費用の負担その他必要な事項について、協議するものとする。</p>
41	法制度・許認可の新設、変更により本工事の変更が必要になった場合	・工期延長 ・運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営費 ・工事変更に係る経費	○		事業者の工事変更に係る経費を負担	-	-	<p><第31条の2> 【法令の変更】</p> <p>〔第1項〕 法令の変更により、損害、損失若しくは追加費用が生じた場合、この契約若しくは発注仕様書等に従って工事目的物の整備ができなくなった場合、その他本工事等の実施が不可能となったと認められる場合、又は、法令の変更により、この契約若しくは発注仕様書等に従って工事目的物の整備のために追加費用が必要な場合、受注者は、発注者に対して、速やかにその旨を通知するものとし、発注者及び受注者は、この契約及び発注仕様書等の変更並びに損害、損失及び追加費用の負担その他必要な事項について、協議するものとする。</p>
税制度リスク									
42	税制度の変更等により事業者における税負担が変動する場合	-	・税負担の変動	○		法令に従い適切に負担	-	-	<p><第31条の2> 【法令の変更】</p> <p>〔第1項〕 法令の変更により、損害、損失若しくは追加費用が生じた場合、この契約若しくは発注仕様書等に従って工事目的物の整備ができなくなった場合、その他本工事等の実施が不可能となったと認められる場合、又は、法令の変更により、この契約若しくは発注仕様書等に従って工事目的物の整備のために追加費用が必要な場合、受注者は、発注者に対して、速やかにその旨を通知するものとし、発注者及び受注者は、この契約及び発注仕様書等の変更並びに損害、損失及び追加費用の負担その他必要な事項について、協議するものとする。</p>